

別表(第4条第1項関係)

経費区分	内容等	備考
保険料	自賠責保険、任意保険。	【車両使用用途】 青色防犯パトロールのみ使用 経費の10分の10対象。 青色防犯パトロール以外にも使用 経費÷走行距離×活動距離
公課費	自動車税、自動車重量税、 軽自動車税。	【車両使用用途】 青色防犯パトロールのみ使用 経費の10分の10対象。 青色防犯パトロール以外にも使用 経費÷走行距離×活動距離
燃料費	燃料代。	【車両使用用途】 青色防犯パトロールのみ使用 経費の10分の10対象。 青色防犯パトロール以外にも使用 経費÷走行距離×活動距離
消耗品費	車両用品の購入経費。	
修繕費	車両の点検・整備・修繕費用。	
会議費	団体の会議開催に関する会 場使用料・事務用品・資料作 成費用。	
駐車場賃借料	車両に関する駐車場賃借料。	【車両使用用途】 青色防犯パトロールのみ使用 経費の10分の10対象。 青色防犯パトロール以外にも使用 経費÷走行距離×活動距離

※ 走行距離とは、交付申請書(様式第1号)に記載された活動月の青色防犯パトロール活動月報(様式第11-3号)(B)の距離を足した距離のことである。

※ 活動距離とは、交付申請書(様式第1号)に記載された活動月の青色防犯パトロール活動月報(様式11-3)(A)の距離を足した距離のことである。

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所(主たる事務所の所在地)

団 体 名 称

代表者氏名

連絡先 () -

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1)補助金の額 金 _____ 円

(2)算出の基礎 (添付書類参照)

2 補助事業等の名称、目的及び内容

(1)名 称 青色防犯パトロール活動経費

(2)目 的 犯罪の未然防止

(3)内 容 青色防犯パトロール活動に関する経費

3 補助事業の開始日及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 添付書類

(1)申請団体の概要(定款、規約、会則、会員名簿等)

(2)活動計画書(様式第1-2号)

(3)大阪市淀川区青色防犯パトロール活動収支予算書(様式第1-3号)

(4)その他

※ 活動計画書には、補助事業に関する事業効果やアンケート等の効果測定の方法、また事業にかかる広報の方法等を明記すること

5 新規団体・既存団体の別(該当するものに○をつけてください)

新規 ・ 既存

6 大阪府警察本部からの証明(該当するものに○をつけてください)

あ り (証明を受けた日 平成・令和 年 月 日)

見込み (手続状況)

(様式第1-2号)

活 動 計 画 書

団体の名称	
活動の目的	
活動期間 活動頻度 活動日時	活動期間:令和 年 月~令和 年 月 活動頻度:週 回 (曜日:) 活動時間帯: 時 分頃 ~ 時 分頃 時 分頃 ~ 時 分頃
活動場所又は地域	
活動の内容	活動人数 人 活動内容(該当するものに○をしてください) ・地域のパトロール ・登下校時の子どもの見守り ・防犯啓発 ・犯罪発生時の注意喚起 ・その他()
補助事業に関する事業効果やアンケート等の効果測定の方法また事業にかかる広報の方法等	

(様式第1-3号)

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動収支予算書

収 入

(単位:円)

項 目	全体事業予算額	うち補助対象 部分予算額	備 考
計			

支 出

(単位:円)

項 目	全体事業予算額	うち補助対象 部分予算額	備 考
計			

(様式第2号)

大阪市指令淀市第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標題の補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付条件

- (1) 補助事業者は、政治的行為と認められる活動や法令又は公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (2) 補助事業等の内容、経費配分又は執行計画の変更(大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第10条第2項に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告して、その指示を受けるべきこと。
- (5) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)及び大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容(交付の条件等を含む。)に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令淀市第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所(主たる事務所の所在地)

団 体 名 称

代表者氏名

連絡先 ()

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令淀市民第 号にて通知のあった大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金の交付決定について、大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第8条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所(主たる事務所の所在地)

団 体 名 称

代表者氏名

連絡先 () -

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令淀市民第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

大阪市指令淀市第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金変更承認決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金
変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市淀川区青色
防犯パトロール補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

(様式第7号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所(主たる事務所の所在地)

団 体 名 称

代表者氏名

連絡先 () -

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令淀市民第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第10条1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由)

(様式第8号)

大阪市指令淀市第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金中止・廃止承認決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

(様式第9号)

大阪市指令淀市第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金変更不承認決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金
変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市淀川区青色
防犯パトロール活動補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

(様式第10号)

大阪市指令淀市第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令淀市民第 号にて交付決定した大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金について、大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第11条第2項の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第11号)

令和 年 月 日

大阪市長

住 所(主たる事務所の所在地)

団 体 名 称

代表者氏名

連絡先 () -

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令淀市第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称 大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金

2 補助金の予定金額 金 _____ 円(A)

※以下 補助金の交付決定額の範囲内

補助金の交付決定額 金 _____ 円(B)

精算額 金 _____ 円(B-A)

3 添付書類

- (1) 大阪市淀川区青色防犯パトロール活動収支決算書(様式11-2号)
- (2) 青色防犯パトロール活動月報(様式第11-3号)
- (3) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (4) 大阪市淀川区青色防犯パトロール活動分析報告書(様式第11-4号)

(様式第11-2号)

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動収支決算書

収 入

(単位:円)

項 目	全体事業決算額	うち補助対象 部分決算額	備 考
計			

支 出

(単位:円)

項 目	全体事業決算額	うち補助対象 部分決算額	備 考
計			

(様式第11-3号)

青色防犯パトロール活動月報

(年 月)

回	月 日	時 間	開始時走行距離 (Km)	終了時走行距離 (Km)	活動距離 (Km)	確認 印
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
月計					(A)	

月初距離計(km)		—	月末距離計(km)		=	(B)
-----------	--	---	-----------	--	---	-----

(B)		—	(A)		=	(C)
-----	--	---	-----	--	---	-----

(注意事項)

- ・ 活動距離については、各回のパトロールの開始時及び終了時に、パトロール車両の距離計に記されている数字を記入してください。
- ・ 活動距離については、燃料代への補助金額確定の基礎となりますので、必ず記入してください。記入のない場合は、補助金の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・ 確認印については、団体の代表者の印を押印してください。
- ・ (C)の走行距離は、青パト活動外走行と見なしますので別表1(備考)に基づき「f」予定額を算出してください。

(様式第11-4号)

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動分析報告書

1. 活動計画に基づく初期の目標

(例) ひったくりなどの街頭犯罪が発生した場合は、その箇所を中心にパトロールを実施し犯罪発生件数を前年度比5%を目標とする。

2. 活動地域内街頭犯罪発生状況

(A) 令和 年地域内街頭犯罪件数 ※補助対象前年件数	件
(B) 令和 年地域内街頭犯罪件数 ※補助対象年件数	件
(B) - (A)	件

3. 活動結果の分析・評価

(例) 地区内犯罪件数は本活動により減少しており、犯罪を起しにくいまちの醸成だけでなく住民による自主防衛意識の向上にも大きく貢献している。

4. 警察署所見(年間活動を通じ得た結果に基づき、淀川警察署と協議しその所見を記入)

(例) 本地域はこれまでの取り組みによりひったくりなどの発生件数が未活動地域と比べ少なく活動効果が見られる。

5. 今後の活動展開

(例) 引き続き活動を実施するにあたり更なる抑止効果を上げるため、地域内での犯罪発生箇所を通過する時にアナウンスで通行人に注意喚起を行う。

(様式第12号)

大阪市指令淀市第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令淀市民第 号にて交付決定した大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第13号)

大阪市指令淀市第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金交付決定取消書

令和 年 月 日付け大阪市指令淀市民第 号にて交付決定した大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金第16条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由